

## 【ポスター発表】

**療育職員の「子どもの権利条約」の認知度と学習を通して  
子どもの権利意識を高めていくプロセス**

○ 早稲田大学大学院人間科学研究科修士課程 中川友生 (008838)

平田修三 早稲田大学大学院人間科学研究科博士後期課程 (008826)

川名はつ子 早稲田大学人間科学学術院 (003503)

キーワード：療育 子どもの権利条約 子どもの権利

**1. 研究目的**

子どもの権利条約とは、子どもを権利を保有する社会的行為者として明確に定め、子どもに関する権利全体について明言した国際的な法律文書である。同条約の日本における認知度は十分とはいえず、子どもと関わる専門家集団への系統だった研修プログラムの拡充が必要であるとされている（国連子どもの権利委員会 2010）。子どもの権利条約は子どもに関わる全ての人に認知されるべきであるが、とくに療育施設に勤務する職員は業務に直結するものであり、条約の理解が必要不可欠である。そこで本研究では、障がいのある子どもと直接関わる業務の性質上、子どもの権利を意識する機会が多いと考えられる療育職員の条約の認知度と子どもの権利意識を高めていくプロセスを明らかにし、療育職員が「子どもの最善の利益」のため本条約を基盤とした子どもとの関わりを実践するうえで有効な働きかけについて検討することを目的とする。

**2. 方法****(1) 質問紙調査**

方法：A市総合療育センター職員（看護師、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指導員、調理師）60名を対象（回収率88.3%）とし、子どもの権利条約の認知度、日常の療育業務で意識している子どもの権利等について訊く質問紙調査を実施した。

**(2) インタビュー調査**

方法：質問紙調査回答者のうち、職種、勤務施設、療育職経験年数の異なる職員3名（保育士[療育経験21年]、理学療法士[療育経験9年]、社会福祉士[療育経験7年]）を選定し、療育において意識している事、子どもの権利を学習する事等についてさらに詳しく訊く目的で、半構造化インタビューを実施した。

**3. 倫理的配慮**

調査に関する許可申請を行いA市総合療育センター長から許可を得た。調査で得たデータは厳重に保管し、公表の際には個人が特定されないように配慮することを依頼書で説明した。質問紙調査は提出をもって同意とみなし、インタビュー調査では同意書を得た。

**4. 研究結果****(1) 療育職員の子どもの権利条約の認知度と意識している子どもの権利**

職員の子どもの権利条約の認知度は、「呼称のみ知っている」と回答した者が75%と

最も多く、「全く知らない」と回答した者が21%に上った。また日本が条約批准国であることを「知らない」と回答した者は58%であり、条約に関わる基本的な事項の認知度も低かった。条約の学習経験があった職員は38%であった。また、療育業務で子どもの権利を意識している職員は49%であり、そこで意識されている子どもの権利は「子どもの意思表明の尊重」が最も多かった。療育職経験年数による条約の認知度等の違いについて $\chi^2$ 検定を用いて分析したところ、有意差は認められなかったが、職種の違いについては保育士の認知度が他職種よりも高かった。

## (2) 子どもの権利意識を高めていくプロセス

インタビュー逐語録の分析では、複線経路・等至性モデル（サトウ 2006）を用いて、職員が子どもの権利意識を高めていくプロセスを描き出した。職員は本条約の認知度に関わらず、子どもの権利について独自の倫理観や経験に基づく判断基準で療育を行っていた。子どもの権利侵害の状況に直面・問題視するようになると、状況改善のために、子どもの権利を理解する必要性を感じ、本条約を学習する意欲が生まれる。そして、反復した学習の結果、適切な療育方法を知り、子どもの権利に基盤を持つ関わりを療育の中で実践するようになる。なお、このプロセスにおいて、「権利に基づいた具体的な療育方法が不明瞭で知りたい」といったことが職種に関わらず共通して語られることが注目された。

## 5. 考 察

療育職員の条約の認知状況は、療育職の経験年数に関わらず、条約のごく基本的内容についてさえ理解が十分ではなく部分的理解にとどまっている。そうした背景には学習経験の少なさが関係していると考えられ、条約認知のためには、全ての職員に対して、基本的なところから解説するような研修が必要と考えられる。なお、そのなかでも保育士の条約認知度が高かったのは、保育士以外の職種では業務の対象者が成人となる可能性があるが、保育士の業務では必ず子どもを対象とすることや、保育士保育指針解説に本条約について明記されていることなどが理由として考えられる。また、療育職員は、就業後に実際の業務を通して「子どもの権利」を意識し、条約やそれに基づいた具体的な関わり方について改めて学習する意欲が高まることになった。この結果から、療育職員を対象とする研修においては、子どもの権利全体を保障した法的拘束力を持つ本条約の存在を紹介しつつ、子どもの権利に基盤を持つ具体的な療育方法を提示することが有効であると考えられた。

### 【文 献】

国連子どもの権利委員会（2010）「総括所見 条約第44条に基づき締約国から提出された報告書の検討」子どもの権利条約 NGO レポート連絡会議編（2011）『子どもの権利条約から見た日本の子ども-国連・子どもの権利委員会第3回日本報告審査と総括所見-』現代人文社。

サトウタツヤ（2006）「発達の多様性を記述する新しい心理学方法論としての複線経路等至性モデル」『立命館人間科学研究』12, 65-75.